

第 3 2 号議案

足立区障がい福祉センター条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区障がい福祉センター条例の一部を改正する条例

足立区障がい福祉センター条例（平成 1 4 年足立区条例第 4 8 号）の
一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 3 号及び第 4 号中「第 1 3 項」を「第 1 2 項」に改め、
同項第 5 号中「第 1 4 項」を「第 1 3 項」に改める。

第 4 条第 6 号中「第 1 7 項」を「第 1 6 項」に改め、同条第 9 号中「障
がい者」を「前条第 1 項第 8 号の施設における障がい者」に改める。

第 6 条第 5 号ア中「第 1 8 項」を「第 1 7 項」に改め、同号イ及びウ
中「第 1 7 項」を「第 1 6 項」に改める。

第 8 条第 1 項第 2 号中「第 1 7 項」を「第 1 6 項」に改める。

付 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正
に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。